

第7期京田辺市障害福祉計画

第3期京田辺市障害児福祉計画



令和6年（2024）3月

京田辺市

～ごあいさつ～

本市では、障害者基本法に基づき、「第4期京田辺市障害者基本計画」（令和3年度（2021）～令和8年度（2026））、障害者総合支援法に基づき、「第6期京田辺市障害福祉計画」（令和3年度（2021）～令和5年度（2023））、児童福祉法に基づき、「第2期京田辺市障害児福祉計画」（令和3年度（2021）～令和5年度（2023））を策定し、障がい者施策を推進してまいりました。

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑かつ多様化しており、障がいのある人が住み慣れたまちで、基本的な人権が尊重され、その人らしく自立して生活できるまちづくりが求められています。

令和3年（2021）5月には、事業者に対する合理的配慮が義務付けられた「障害者差別解消法」の改正や、令和4年（2022）5月には、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が重要であると示された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の制定、同年12月には「障害者総合支援法」の一部が改正されるなど、障がいのある人の地域生活の支援体制などが強化されることとなりました。

このような状況をふまえ、障がいのある人が地域において安心して暮らすことができる、共生社会の実現をめざし、令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの3年間の障害福祉サービスや障がい児の通所及び相談支援の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策を示す「第7期京田辺市障害福祉計画」・「第3期京田辺市障害児福祉計画」を策定いたしました。

本市といたしましては、障がいのあるなしにかかわらず、「すべての人が安心して、自分らしく暮らしていけるまち」の基本理念の実現に向け、本計画を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたりまして、熱心にご審議賜りました京田辺市障害者基本計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました多くの市民の皆様や当事者団体、事業所の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年（2024）3月

京田辺市長

上村 崇



目次

総論.....	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 国における障害福祉施策の動き	3
3 国における基本指針の見直しのポイント	4
4 計画の位置づけ	6
5 他計画との関係性.....	7
6 計画の期間.....	8
7 計画策定の手法	8
8 計画の進捗管理	9
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	10
1 人口・世帯.....	10
2 障害者手帳所持者の状況.....	11
3 通院についての状況	18
4 障がいのある児童・生徒の状況.....	19
5 事業所調査の実施.....	21
6 団体ヒアリングの実施	26
7 課題まとめ.....	28
第3章 計画の基本的な考え方.....	29
1 基本理念	29
2 基本的な視点.....	30
第7期京田辺市障害福祉計画	31
第1章 成果目標.....	32
1 施設入所者の地域生活への移行.....	32
2 地域生活支援の充実	33
3 福祉施設から一般就労への移行.....	34
4 相談支援体制の充実・強化のための取組	35
5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	36
第2章 活動指標の見込みと確保の方策.....	37
1 障害福祉サービスの見込みと確保の方策	37
2 その他の活動指標の見込みと確保の方策	48

第3期京田辺市障害児福祉計画.....	53
第1章 成果目標と重点的取組.....	54
第2章 活動指標の見込みと確保の方策.....	57
1 障害児通所支援.....	57
2 障害児相談支援.....	58
3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置.....	58
資料編.....	59
1 京田辺市障害者基本計画等策定委員会規則.....	60
2 京田辺市障害者基本計画等策定委員会委員名簿.....	62

総論

この章では、第7期京田辺市障害福祉計画・第3期京田辺市障害児福祉計画についての概要を記載しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年(2006)の障害者自立支援法の施行により、都道府県及び市町村に対して「障害福祉計画」の策定が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。また、平成30年(2018)には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、都道府県及び市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務付けられ、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、円滑な実施を確保するための仕組みが導入されました。

国においては、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」に基づき都道府県、市町村が定める計画について基本的な指針を示しており、「第7期障害福祉計画」・「第3期障害児福祉計画」(計画期間は令和6年(2024)4月～令和9年(2027)3月)に係る基本指針では、児童発達支援センターの機能強化、医療的ケア児等に対する支援体制の充実、自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底などが盛り込まれました。

京田辺市(以下「本市」という)では、令和3年(2021)3月に「第6期京田辺市障害福祉計画」・「第2期京田辺市障害児福祉計画」を策定し、障がいのある人、障がいのある児童が自ら望む地域生活を送るために必要な障害福祉サービス等の充実を図るための取組を推進してきました。

計画期間中には新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等に伴い地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会が制限されるなど、特に障がいのある人を含め脆弱な立場に置かれている人々が深刻な影響を受けました。また、地域で障がいのある人が抱える課題は、障がいの重度化・高齢化や、障がいのある人とその家族等が支援につながらないまま社会で孤立していく、いわゆる「8050問題」など、より複合化・複雑化し、地域コミュニティの希薄化や人口減少、超高齢社会化とも相まって、さらに深刻なものとなることが懸念されています。

こうした社会情勢の変化や、これまでの本市の取組や国の動向、障害福祉サービス等へのニーズ変化等を踏まえ、新たに「第7期京田辺市障害福祉計画」・「第3期京田辺市障害児福祉計画」を策定するものです。

2

国における障害福祉施策の動き

年	主な動き
平成 28 年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） <ul style="list-style-type: none"> ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者基本計画（第4次）」策定 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部平成 28 年 6 月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等
令和元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ○「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行
令和 2 年 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行（一部令和元年 6 月、9 月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障害者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設 等
令和 3 年 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法の改正 <ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に） ○医療的ケア児支援法の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和 4 年 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律）」の施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進 等
令和 5 年 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者基本計画（第5次）」策定

3

国における基本指針の見直しのポイント

(1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
- ・ 強度行動障害を有する者への支援体制の充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性を基本指針の本文に追記

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定等
- ・ 就労選択支援の創設への対応
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組の推進

(4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備
- ・ 地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

(5) 発達障害者等支援の一層の充実

- ・ 市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実
- ・ 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進

(6) 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化

(7) 障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

(8) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進

(9) 障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実

(10) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・データに基づいた、地域における障害福祉の状況の正確な把握。障害児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握

(11) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進



4 計画の位置づけ

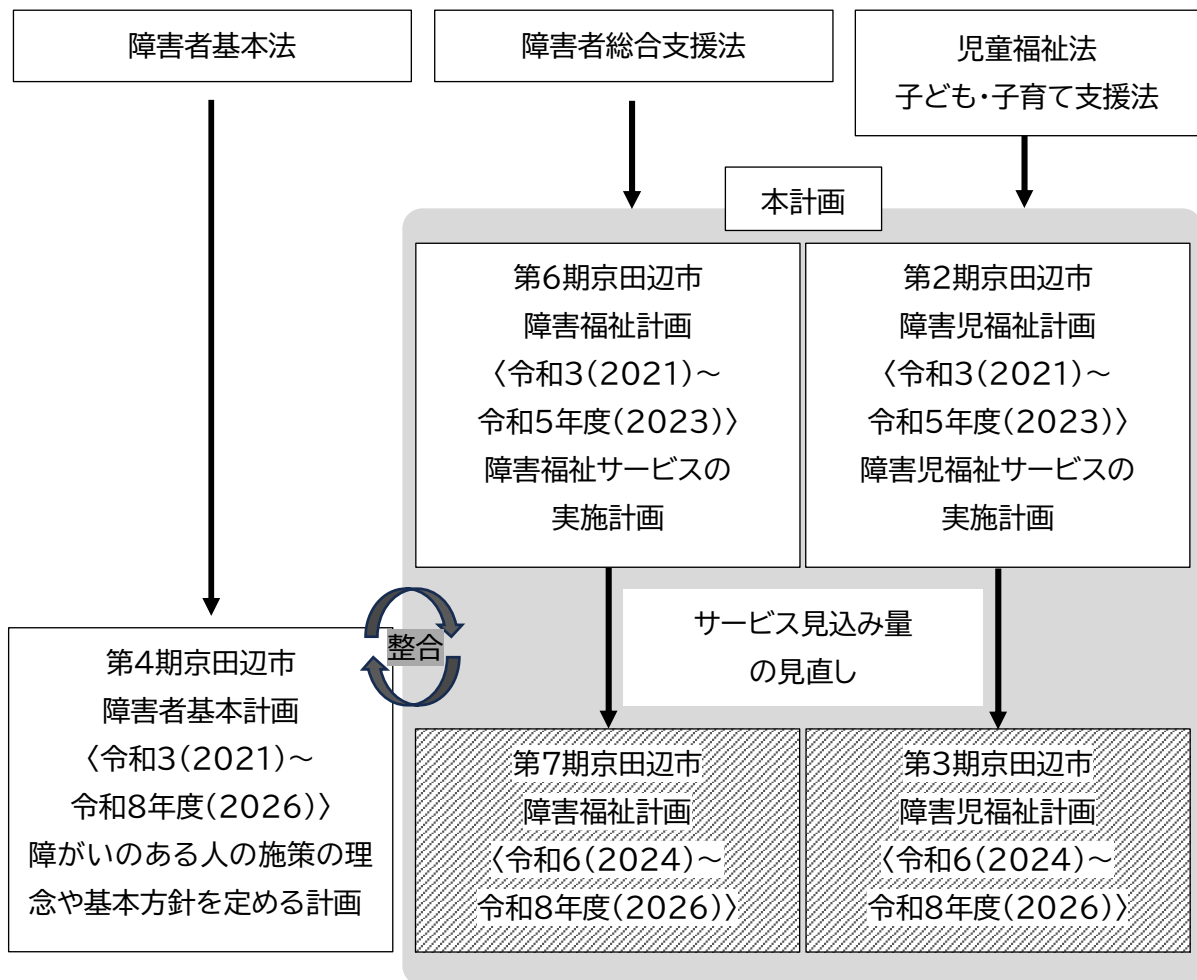
◇第7期京田辺市障害福祉計画：3年間(令和6年(2024)4月1日から令和9年(2027)3月31日)

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

◇第3期京田辺市障害児福祉計画：3年間(令和6年(2024)4月1日から令和9年(2027)3月31日)

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

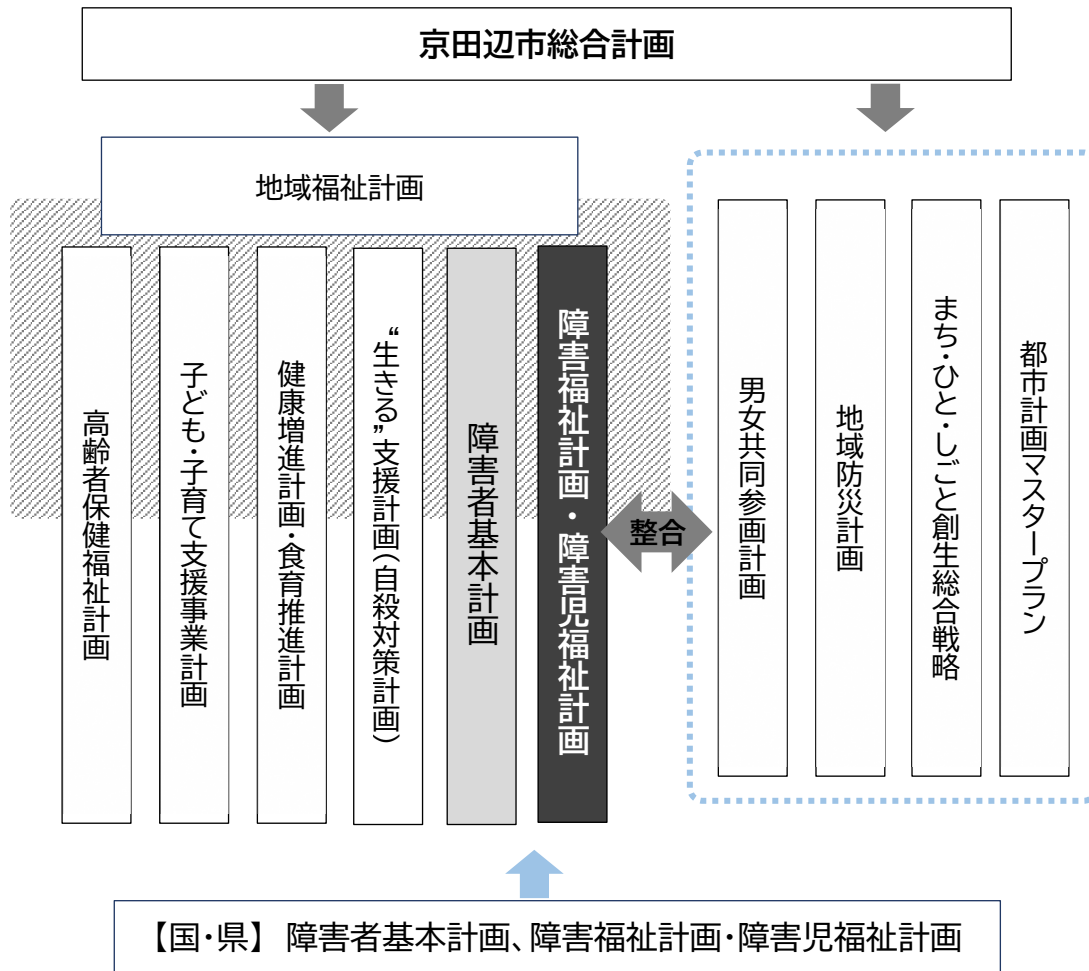
■障害者基本計画との関係性



5 他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画（第5次）」や、京都府の「第7期京都府障害福祉計画・第3期京都府障害児福祉計画」を踏まえ、「第4次京田辺市総合計画」を上位計画として、様々な関連計画と整合性を持たせたものとします。

■他計画との関係性



6 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの3年間とします。

計画名	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害者基本計画	第4期計画					
障害福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障害児福祉計画	第2期計画			第3期計画		

7 計画策定の手法

(1) 障がい者関係団体等ヒアリング

市内の障がい者団体及び市内事業所に対し、生活支援や保健・医療などについてヒアリングを実施し、意見を伺いました。

(2) サービスの見込み量の検証の実施

前回計画で見込まれた事業について、現状や進捗状況などについて評価・検証を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、ホームページ等において計画案を公表し、市民の考えや意見を聞くパブリックコメントを実施しました。

8

計画の進捗管理

(1) 市民・事業者・地域などとの協働の推進

障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO など、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

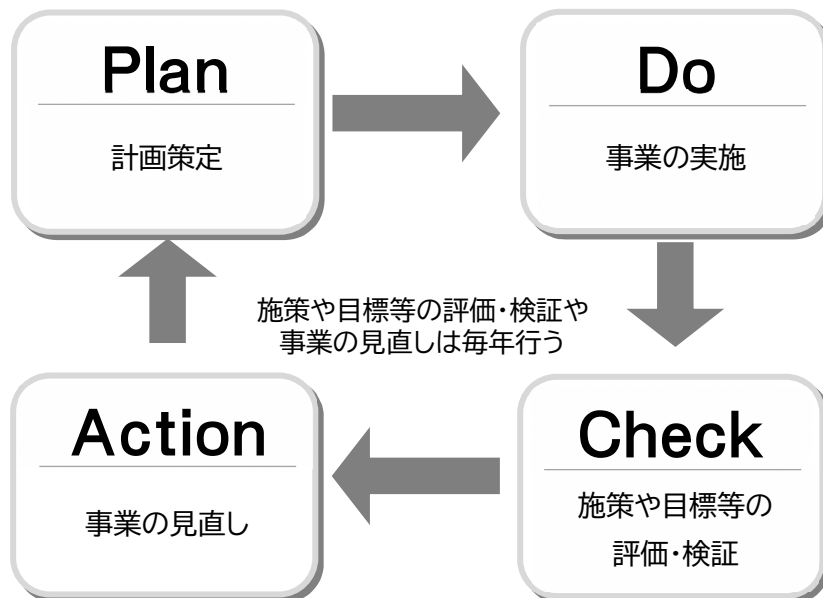
(2) 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障がいのある人への理解の促進に努め、それぞれの障害特性やニーズに対する専門的な相談支援体制の充実を図っていきます。

(3) 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画—実施—評価—改善）のサイクルを障がい者福祉に導入するように示されています。

そのため、本計画も各施策の実施状況などについて、京田辺市障害者基本計画等策定委員会及び京田辺市地域自立支援協議会などに随時意見を聞きながら、計画の進捗管理を行っていきます。

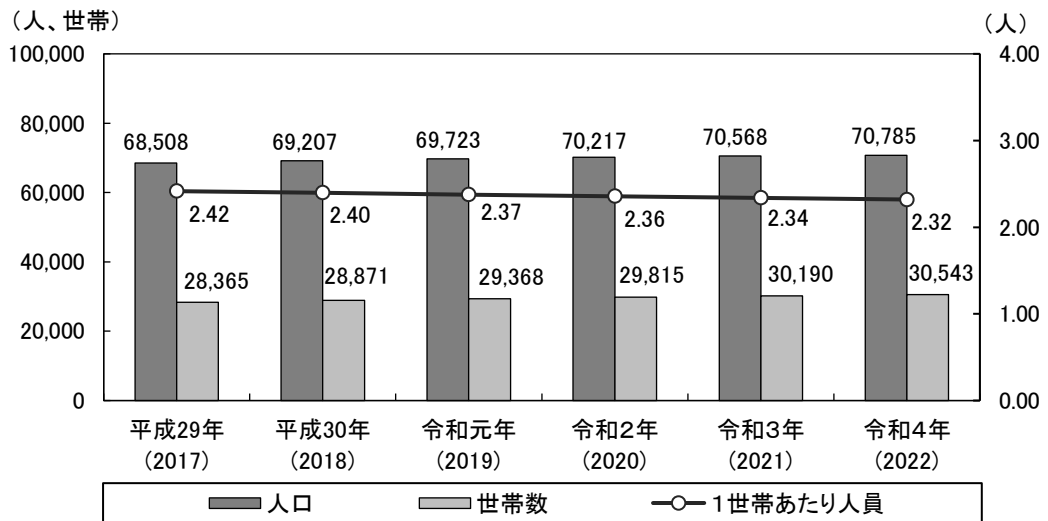


第2章 障がいのある人を取り巻く現状

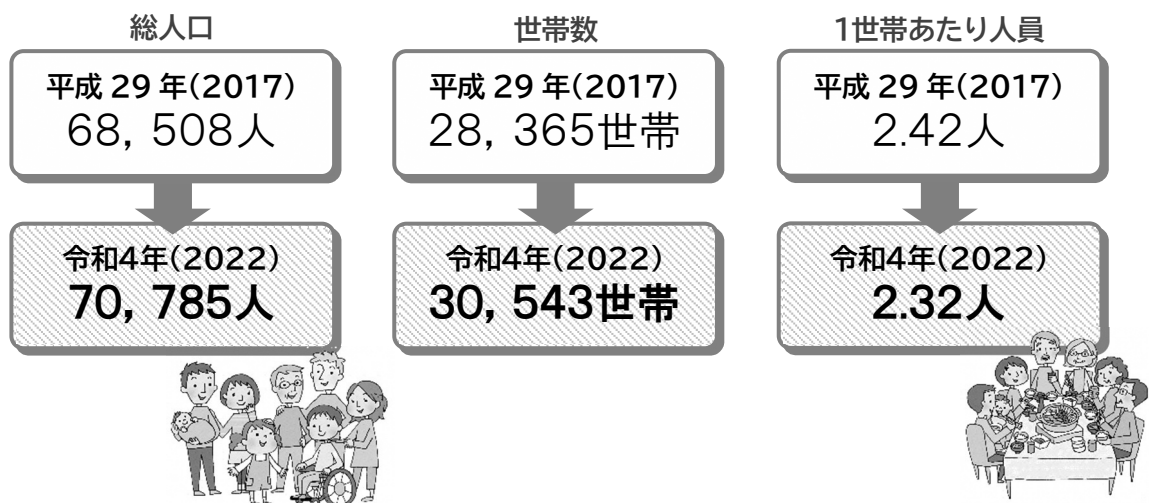
1 人口・世帯

本市の総人口は年々増加しており、令和4年（2022）は70,785人で、平成29年（2017）に比べて2,277人増加しています。人口の増加に伴い、世帯数も増加しており、平成29年（2017）から令和4年（2022）にかけて2,178世帯が増加しています。一方で、1世帯あたりの人員数は減少し、令和4年（2022）は2.32人となっています。

■人口と世帯の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

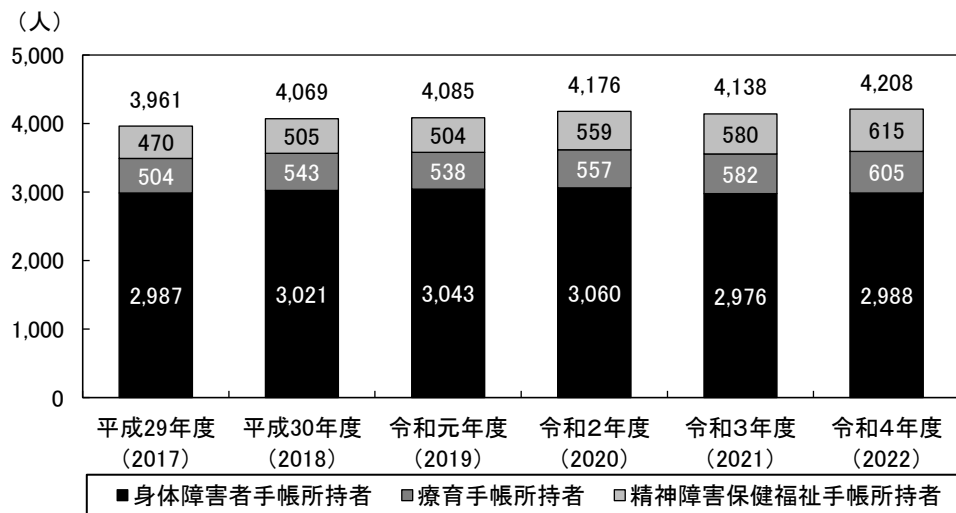


2

障害者手帳所持者の状況

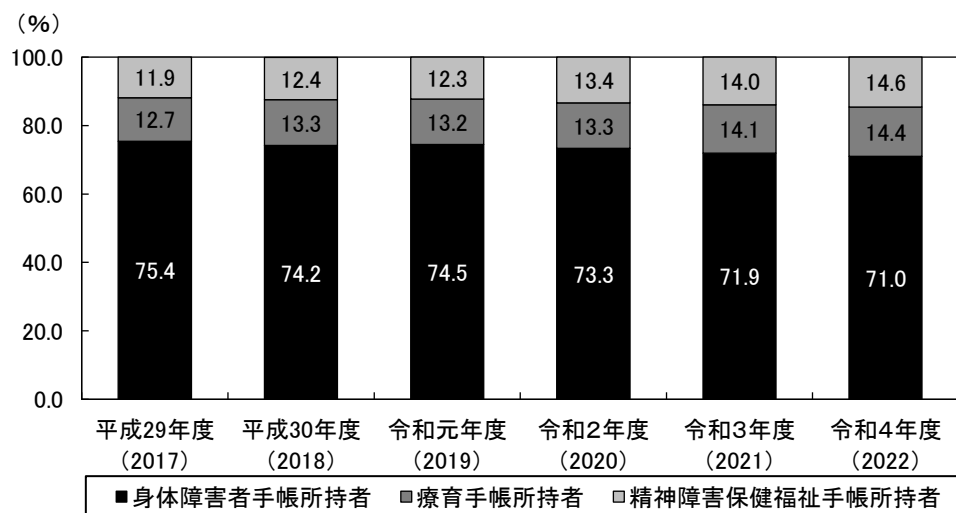
本市の障害者手帳所持者は年々増加しており、令和4年度（2022）は4,208人で、平成29年度（2017）に比べて247人増加しています。手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者は増減を繰り返し、横ばいで推移しているものの、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者ともに増加傾向にあります。

■障害者手帳所持者の推移



資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年度3月31日時点）
 市町村別療育手帳所持者数（京都府、各年度3月31日時点）
 精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年度3月31日時点）

■障害者手帳所持者割合の推移



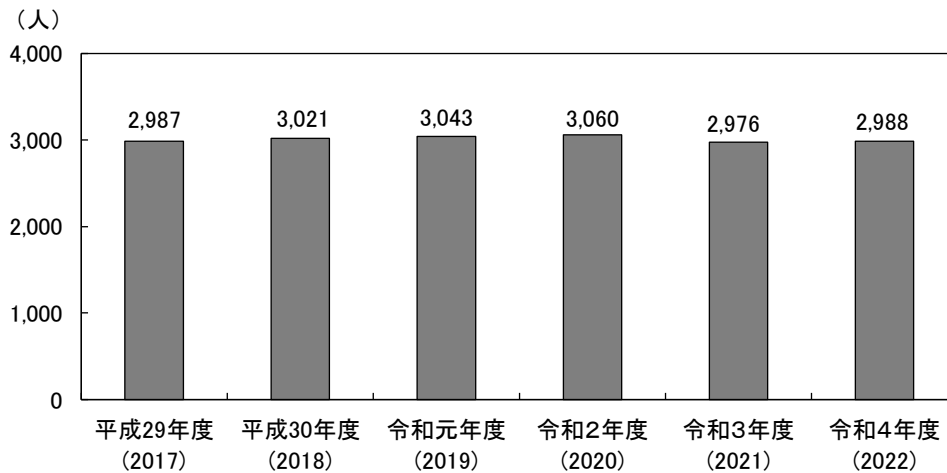
資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年度3月31日時点）
 市町村別療育手帳所持者数（京都府、各年度3月31日時点）
 精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年度3月31日時点）

(1) 身体障害者手帳所持者の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移

令和4年度(2022)の身体障害者手帳所持者数は2,988人で、令和2年度(2020)の3,060人をピークにほぼ横ばいで推移しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移

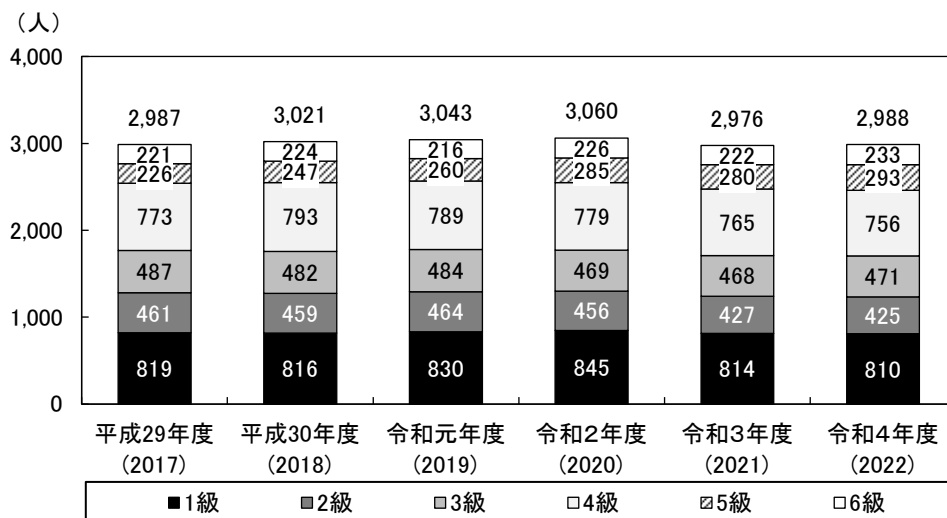


資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年度3月31日時点）

②障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の推移

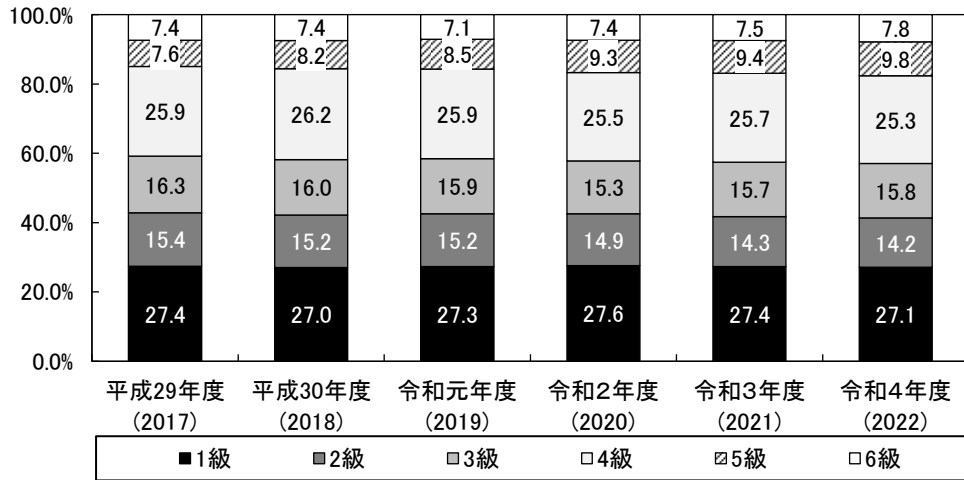
障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和4年度(2022)は、5、6級以外は平成29年度(2017)よりも減少しています。5級は令和4年度(2022)が293人で、平成29年度(2017)より67人増加し、6級では12人増加しています。

■障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年度3月31日時点）

■障がいの程度別身体障害者手帳所持者数の割合の推移



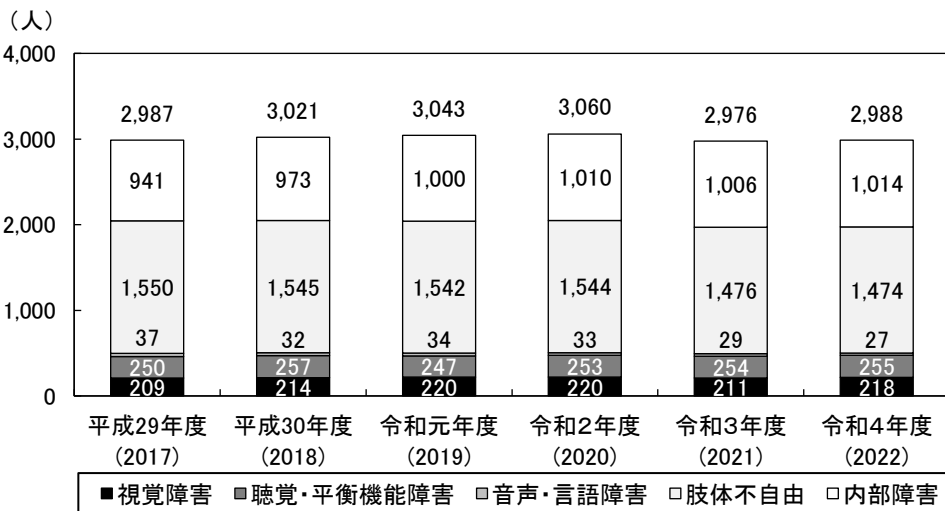
資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年度3月31日時点）

③障がいの種別身体障害者手帳所持者数・割合の推移

障がいの種別身体障害者手帳所持者数の推移をみると、内部障害は平成29年度（2017）以降、増加しています。肢体不自由は令和2年度（2020）以降、減少しています。視覚障害はおおむね横ばいとなっています。

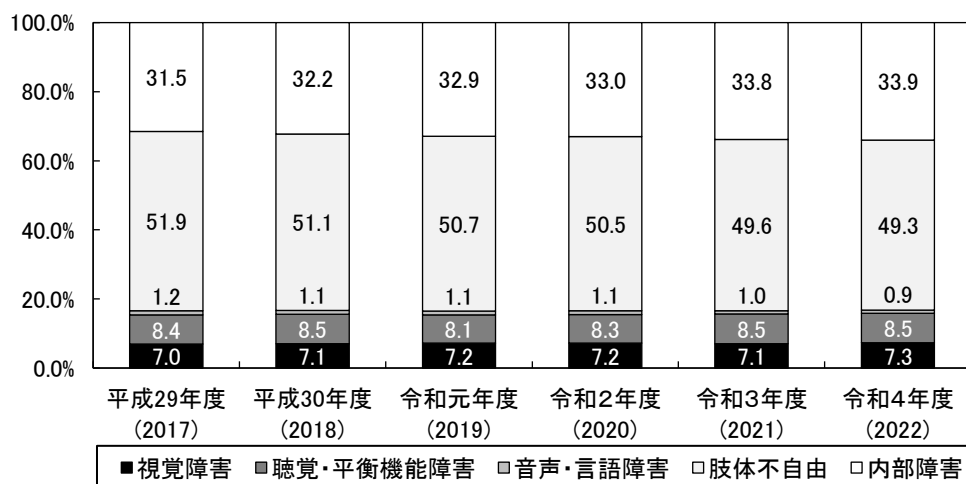
割合の推移をみると、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。

■障がいの種別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年度3月31日時点）

■障がいの種別身体障害者手帳所持者数の割合の推移



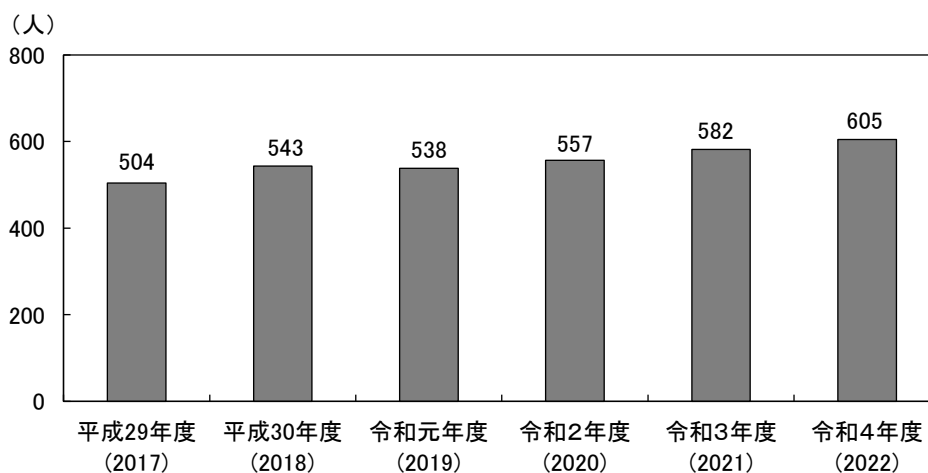
資料：身体障害者手帳交付台帳登載者数（京都府、各年度3月31日時点）

(2) 療育手帳所持者の状況

①療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、増減を繰り返しながら、令和4年度（2022）には605人と増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移



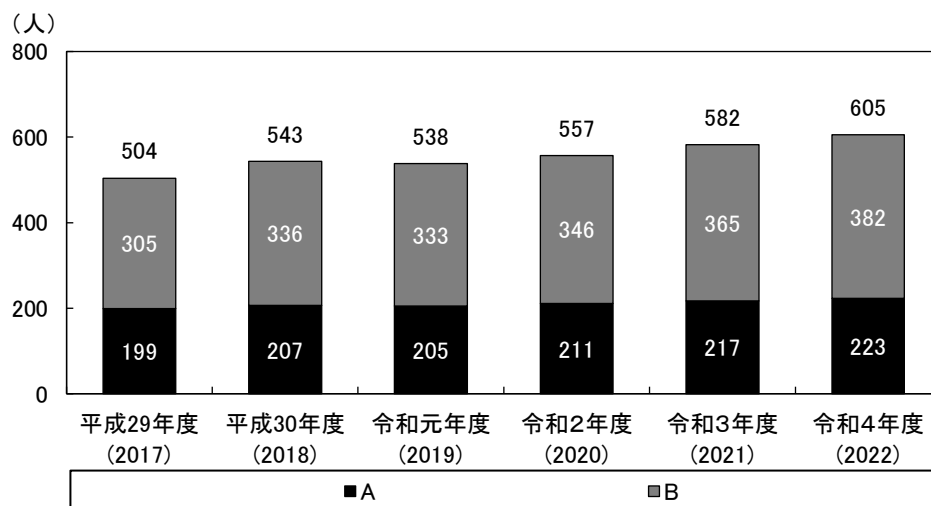
資料：市町村別療育手帳所持者数（京都府、各年度3月31日時点）

②障がいの程度別療育手帳所持者数・割合の推移

障がいの程度別療育手帳所持者数の推移をみると、令和4年度（2022）のA判定は223人で、平成29年度（2017）に比べて24人増加しています。B判定は382人で、平成29年度（2017）に比べて77人増加しています。

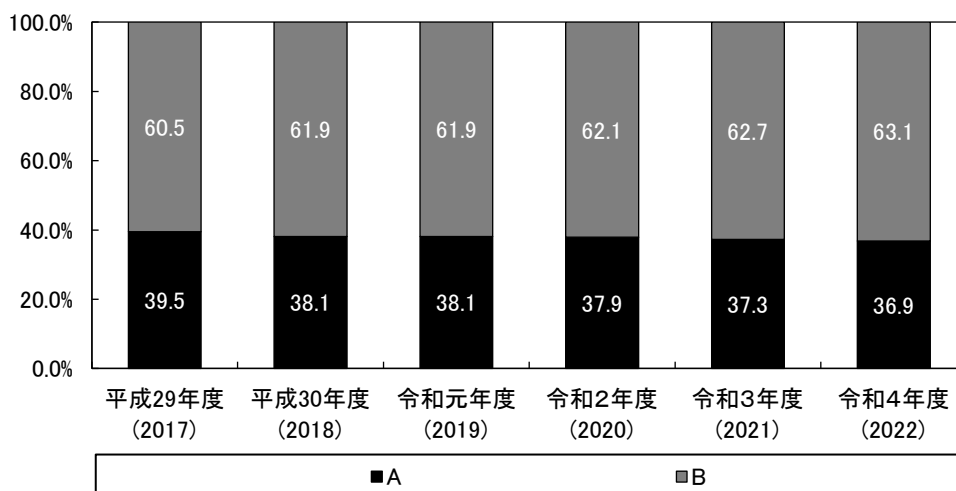
障がいの程度別療育手帳所持者数の割合でみると、A、B判定ともに、多少の増減はあるものの、おおむね横ばいとなっています。

■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移



資料：市町村別療育手帳所持者数（京都府、各年度3月31日時点）

■障がいの程度別療育手帳所持者数の割合の推移



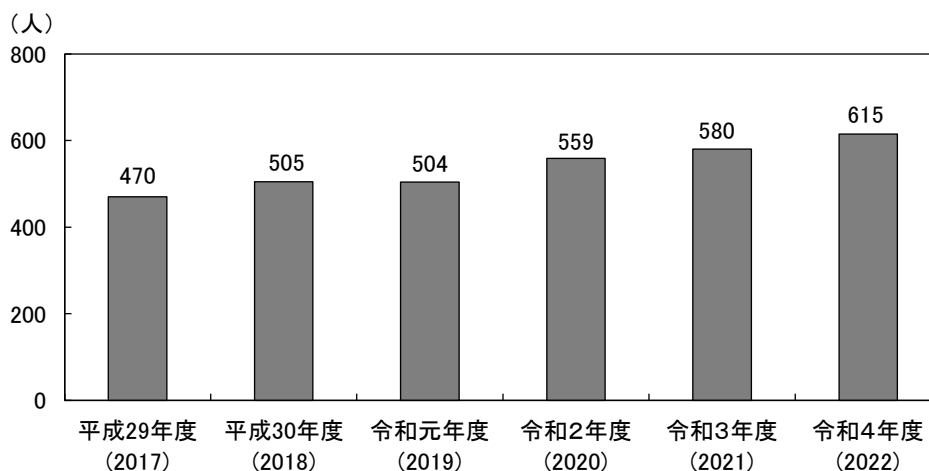
資料：市町村別療育手帳所持者数（京都府、各年度3月31日時点）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、多少の増減はあるものの、令和4年度（2022）にかけては増加傾向にあります。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



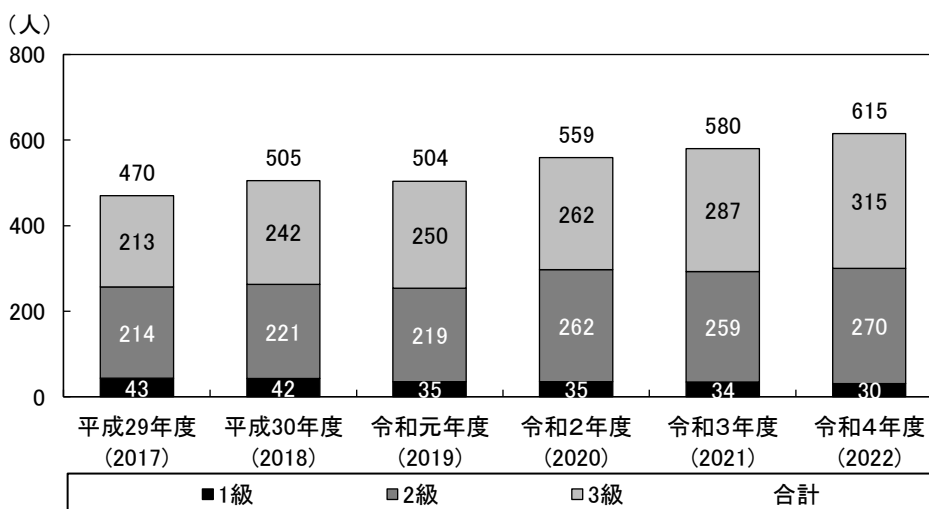
資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年度3月31日時点）

②障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数・割合の推移

障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、3級は年々増加しています。2級は増減を繰り返しながら増加しています。1級は平成29年度（2017）以降、減少傾向にあります。

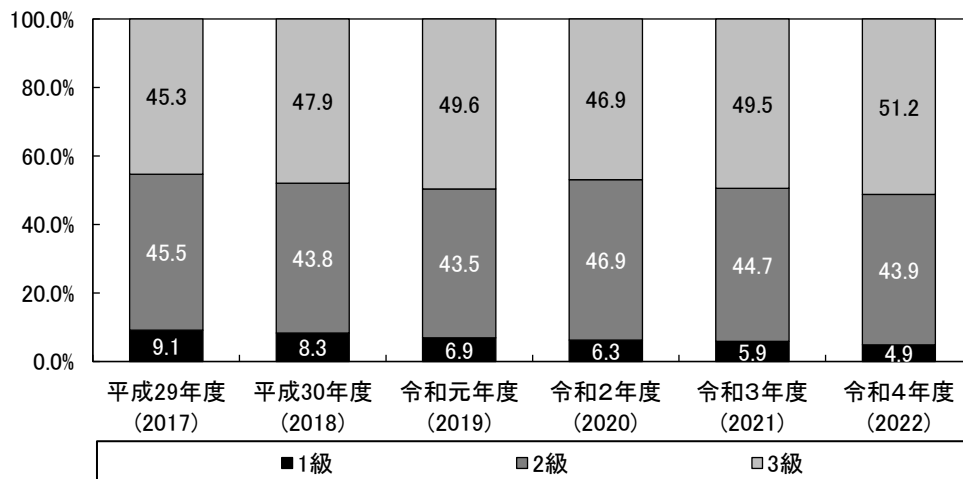
障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合をみると、1級と2級は減少傾向ですが、3級は増加しています。

■障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年度3月31日時点）

■障がいの程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合の推移



資料：精神障害者保健福祉手帳交付者数（京都府、各年度3月31日時点）

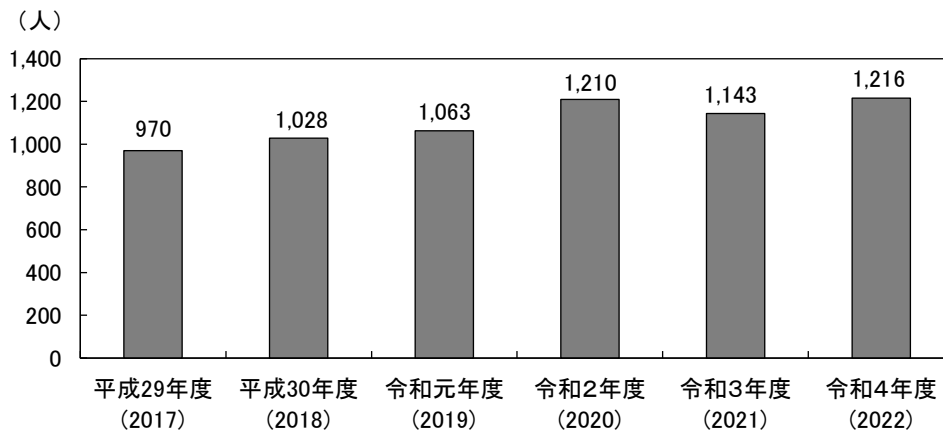


3 通院についての状況

(1) 自立支援医療（精神通院医療）費の公費負担状況

自立支援医療（精神通院医療）費の公費負担状況をみると、平成29年度（2017）以降増加しており、令和2年度（2020）は1,210人となっています。令和3年度（2021）に一旦減少するものの、令和4年度（2022）に再び増加しています。平成29年度（2017）と比べると246人増加しています。

■自立支援医療(精神通院医療)費の公費負担状況

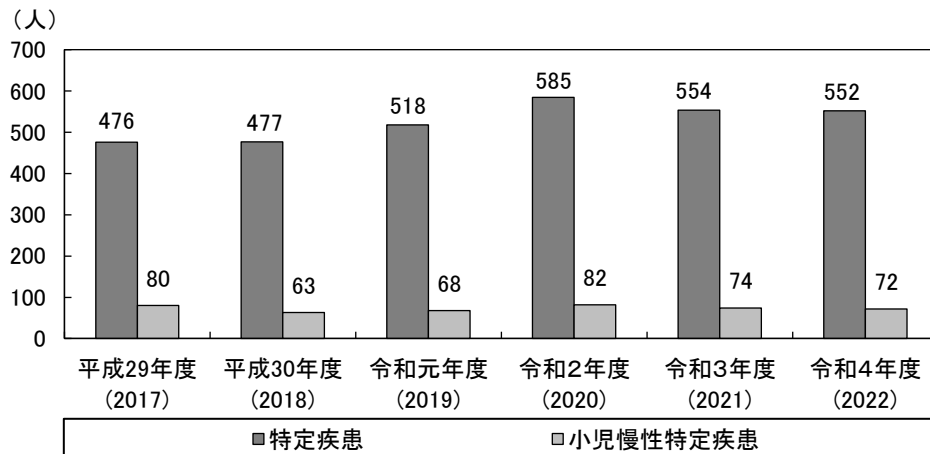


資料：自立支援医療費（精神通院医療）支給認定者数（京都府、各年度3月31日時点）

(2) 難病（特定疾患）患者の状況

難病（特定疾患）患者の状況をみると、特定疾患では、令和2年度（2020）まで増加し、その後減少に転じ、令和4年度（2022）では552人となっています。小児慢性特定疾患は、増減を繰り返し、令和4年度（2022）で72人となっています。

■難病(特定疾患)患者の推移



資料：京都府提供（各年度3月31日時点）

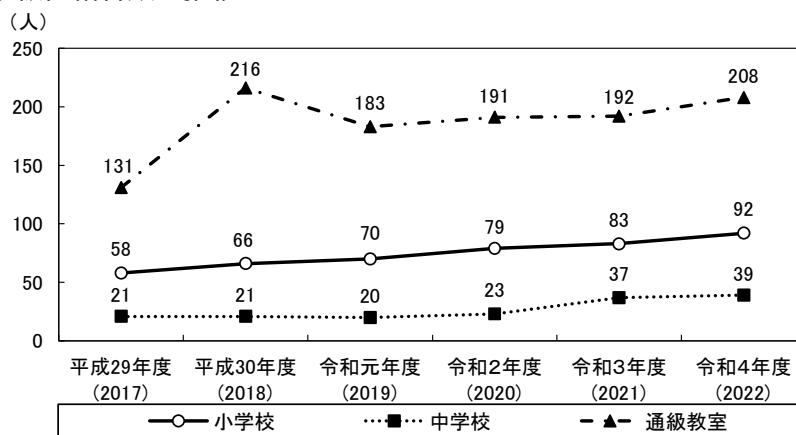
4

障がいのある児童・生徒の状況

(1) 特別支援学級在籍者数の状況

特別支援学級に通う児童・生徒数の推移をみると、小学校では増加しています。中学校では平成29年度(2017)から令和2年度(2020)までは、おおむね横ばいとなっていますが、令和3年度(2021)以降増加しています。通級教室に通う児童数は、平成30年度(2018)は216人と増加し、令和元年度(2019)に一旦減少するものの、令和2年度(2020)から再び増加しています。

■特別支援学級在籍者数の推移

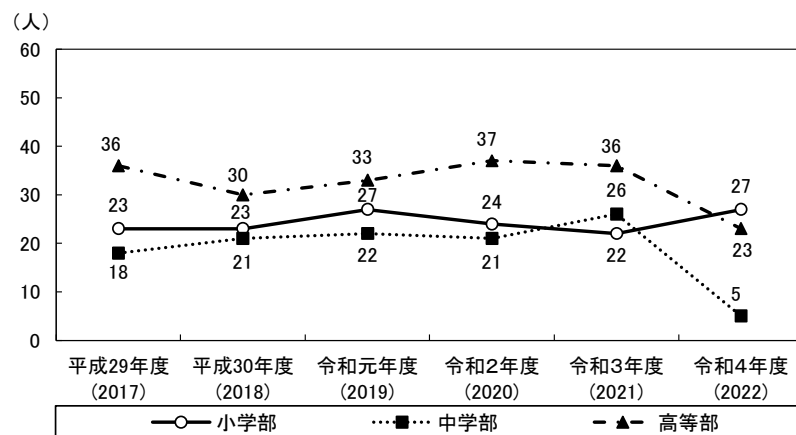


資料：京田辺市教育委員会提供（各年度5月1日現在）

(2) 特別支援学校在籍者数の状況

特別支援学校に通う児童・生徒数の推移をみると、小学部では増減を繰り返し、横ばいに推移しています。中学部、高等部では令和3年度(2021)まで増加傾向にありましたが、令和4年度(2022)は減少しています。

■特別支援学校在籍者数の推移

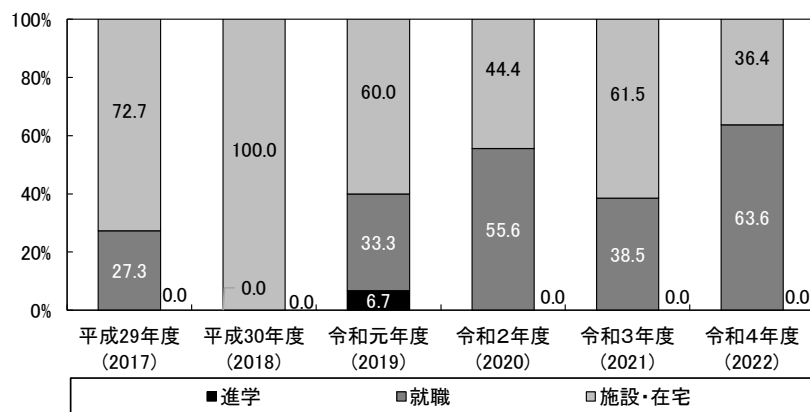


資料：特別支援学校提供（各年度5月1日現在）

(3) 卒業後の進路の状況

卒業後の進路の状況をみると、令和元年度（2019）以外は、就職と施設・在宅で占められています。近年では就職の割合が高くなっています。

■卒業後の進路の割合推移



資料：特別支援学校提供（各年度5月1日現在）



5

事業所調査の実施

(1) 調査実施概要

本調査は、令和6年度（2024）からの障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するにあたり、障害福祉サービス等を実施されている事業者のみなさまにサービス提供の現状や課題などについてご意見をお伺いし、計画策定に役立てることを目的として実施しました。

◇調査対象者：障害福祉サービス等事業者

◇調査期間：令和5年（2023）8月14日（月）～8月25日（金）

◇調査方法：紙媒体による回答

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
事業所調査	65件	56件	86.2%

〈グラフの見方〉

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

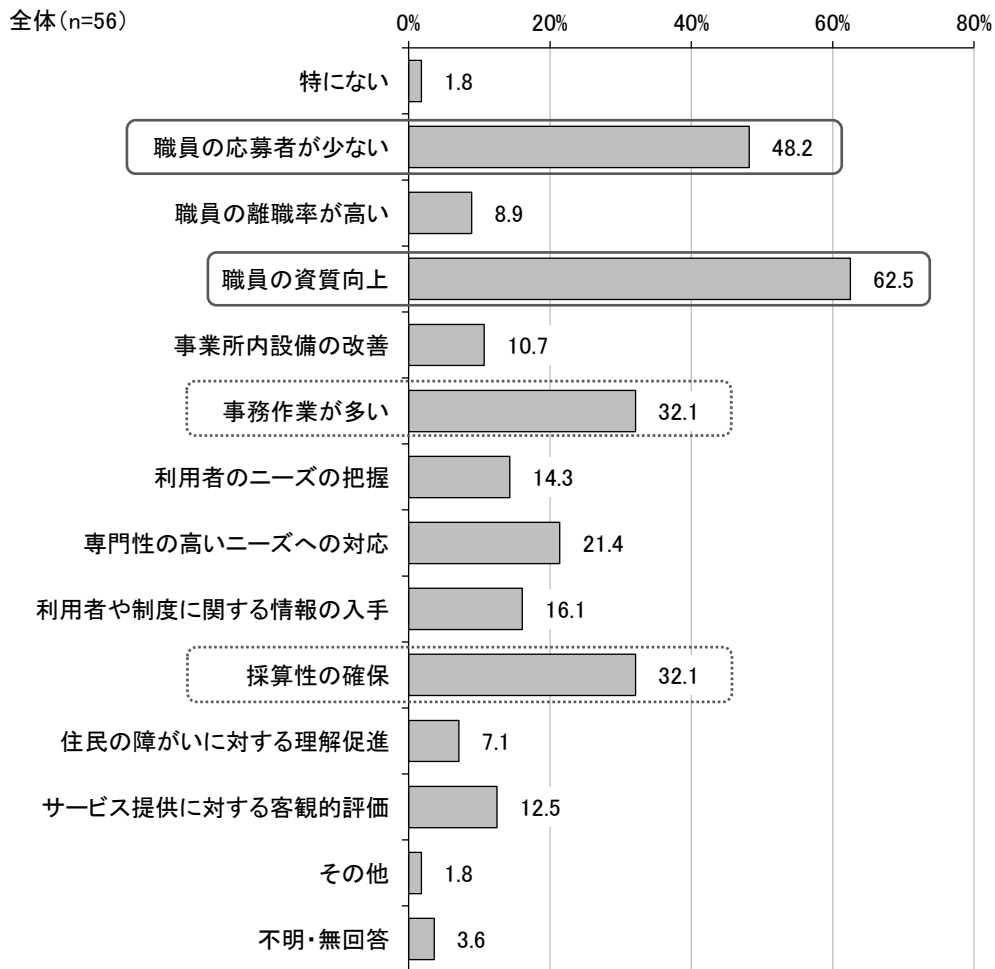
◇図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2) 調査結果概要

◆提供するサービスの質の向上に向けた課題

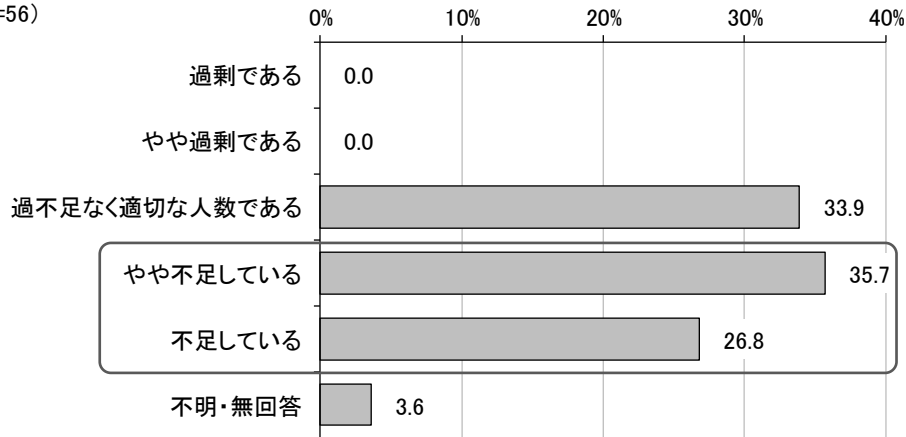
- 提供するサービスの質の向上に向けた課題についてみると、「職員の資質向上」が62.5%、「職員の応募者が少ない」が48.2%となっています。
- なかには、「事務作業が多い」、「採算性の確保」も高くなっており、作業の効率化やニーズに合ったサービスの提供などが課題となっています。



◆職員の過不足

○現在のサービスの提供状況において、職員の過不足をどのように感じているかについてみると、「過不足なく適切な人数である」が33.9%、「不足している」が26.8%、「やや不足している」のを含めると、職員の不足を感じている事業が多いことがわかります。

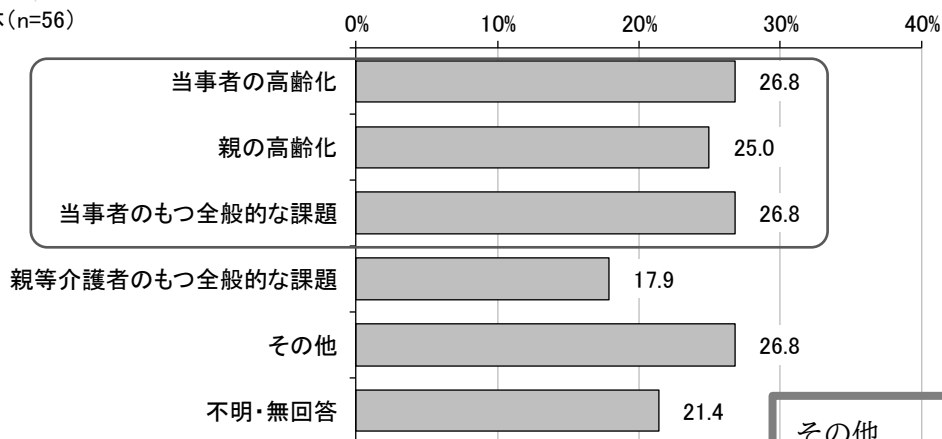
全体 (n=56)



◆利用する方が抱える課題や問題

○事業所を利用する方が抱える課題や問題についてみると、「当事者の高齢化」「当事者のもつ全般的な課題」が26.8%、「親の高齢化」が25.0%となっています。
○事業所からみても、高齢化が進んでいることを実感していることがわかります。

全体 (n=56)

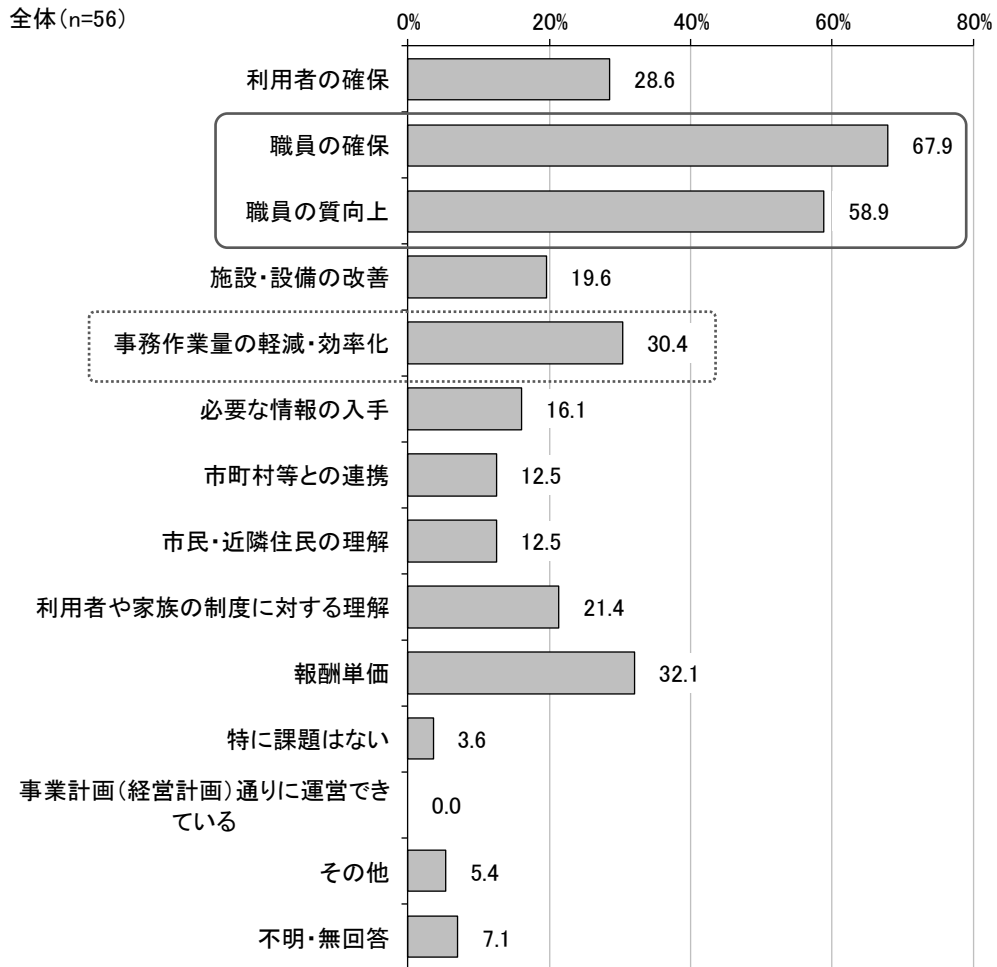


その他
○児童の将来が不安
○スタッフの高齢化
○介護保険サービスとの兼ね合い
など

◆事業運営について課題

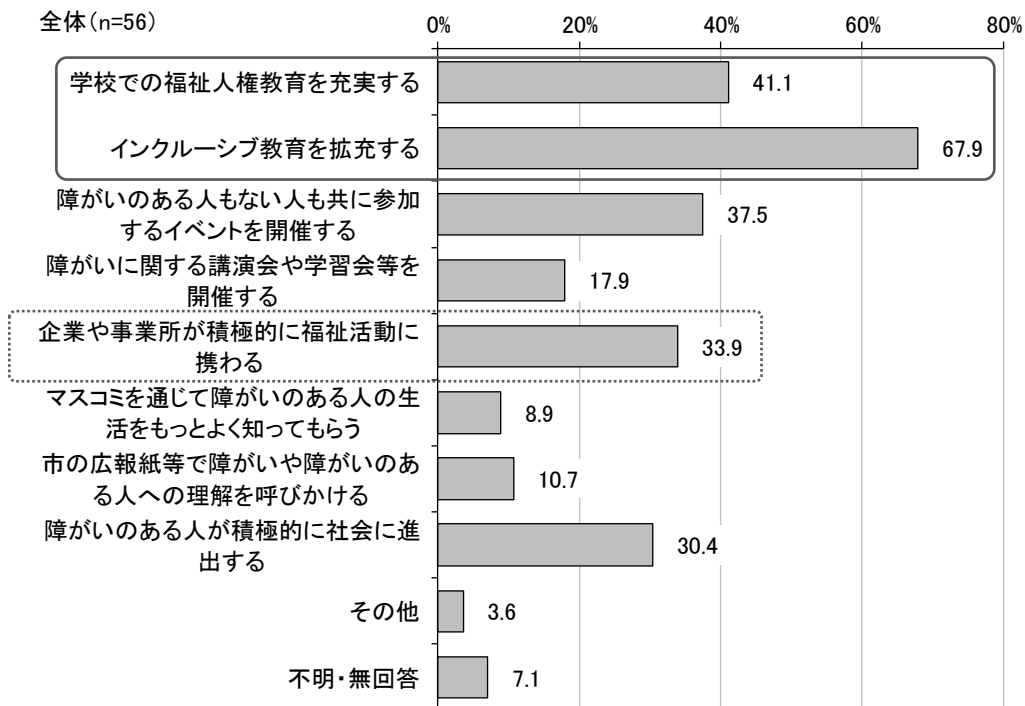
○現在の事業運営の課題についてみると、「職員の確保」が 67.9%、「職員の質向上」が 58.9%となっています。

○一方、「事務作業量の軽減・効率化」をあげる事業所も多く、サービスの質の向上と事業運営課題で共通していることがわかります。



◆障がいのある人への地域の理解を深めるために必要なこと

- 障がいのある人への地域の理解を深めるために必要だと思うことについてみると、「インクルーシブ教育を拡充する」が67.9%、「学校での福祉人権教育を充実する」が41.1%となっています。
- なかには、「企業や事業所が積極的に福祉活動に携わる」をあげている事業所も多くなっています。



6 団体ヒアリングの実施

本計画策定にあたり、地域で様々な活動をしている団体から障がいのある人の生活や暮らしの課題等のご意見をお聞きし、計画策定の基礎資料としました。

◎日常の団体活動における問題点や今後の課題等について

- 高齢者が増え、団体規模が小さくなってきた。
- 高齢になって障がいのある人と障がいのない人を比較すると介護保険などでより不便に感じている。
- 会員の減少から、なにかしようとするところが難しくなっている。
- 会員を増やすこともしているが、組織に属したがる人が多い。
- 高齢者が多く、若い世代が入ってこないと会が消滅するのではないかと心配している。
- 会に入らなくてもつながりを持てることが大事。



◎活動する上で、他の団体や組織等との連携について

- 手話サークルや要約筆記など、支援してくれる団体との交流はある。
- 障がいのある人に関係した団体同士で話ができる機会があればいい。
- テーマに合わせた自立支援協議会への参加が必要。



◎理解の促進や地域交流について

- 手話言語条例が全国では広がりつつある。
- 学校で体験学習から声をかけてもらえることがあり、子どもたちとの交流がある。
- 公的機関でコミュニケーションがとれないことがある。
- 難聴者のマークがあっても理解されない時がある。
- まだまだ理解が促進されていないと感じる。



◎障害福祉サービス等生活支援について

- サービス自体がわからないことが多く、障がいのある人とのコミュニケーションの取り方も含めて検討してほしい。
- 家族への支援も必要となっている。
- ひとり暮らしをしている人は日常的な支援が必要になる人もいる。



◎災害時や緊急時など生活の安全・安心について

- 文章が読めないなど、コミュニケーションがとれないことがある場合もある。
- 手話など、通訳してもらえる人が必要。
- 防災訓練の機会を増やして交流を図ることが大事。
- 避難する状況になったことはないが、体育館や公民館でも違うと思うが、設備面などでストレスはあると思う。



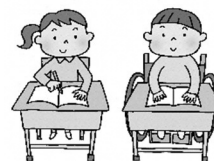
◎障がいのある人の雇用・就労、経済的自立への支援について

- 一般就労について、障がいのある方の枠で働くことがある。
- 通信などの選択肢が広がっているため、学校と企業とのつながりがないところでも就労の情報がとれるようにしてほしい。



◎障がいのある子ども及び児童生徒の療育・教育について

- 放課後等デイサービスは増えてきた。療育という面でも大事だと思う。
- 親が調べて選択肢を広げている人はいいが、どんな人でも選択肢が広がればいいと思う。
- 親が通常の教育を希望されている人が多い。



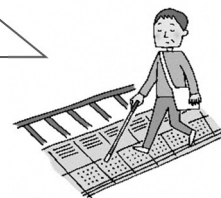
◎障がいのある人の健康管理等について

- 家族に迷惑はかけたくない中で社会資源をどう活用していけるのか。
- 医療機関の情報を調べるができない。



◎公共施設整備等について

- 手話や画面での案内などわかりやすい文章が必要。
- 銀行などでは助けてもらうことも多くなっている。
- バリアフリーを進めていってほしい。



◎情報提供や相談体制について

- 相談するためのルートを知らないケースが多くなっている。
- 気軽に相談できる窓口があればいいのではないかな。
- 情報格差が生まれている。



(1) 多様な社会参加への支援

障がいのある人の就労の促進に向けては、障害者雇用促進法の改正により、週10時間以上20時間未満で働く方についても法定雇用率の算定対象とする見直しが行われたほか、法定雇用率の段階的な引き上げの決定等の法整備が行われているなかで、厚生労働省が発表した「令和5年 障害者雇用状況の集計結果」によると、民間の法定雇用率達成企業の割合は50.1%と半数となっており、全国的に課題が見られます。

本市においても、こうした実情を踏まえながら、成果目標における一般就労への移行について、より一層取り組む必要があります。また、事業所調査や団体ヒアリングにおいては、障がいのある人の高齢化が顕著化している意見もあり、本市の実情に応じた地域共生社会の実現に向けた取組を充実させる必要があります。

(2) 人材の不足への対応

サービスの質の向上を図るためには、人材確保や採算性といった全国的な課題があり、本市の事業所調査結果においても、職員の質の向上と人材不足を掲げる事業所が多くなっています。多様化するニーズに対応するためには、それぞれの障がいの特性や生活環境等に応じた多様な支援や福祉サービスの提供が必要になっている中で、サービスを提供する事業所の課題を把握し、今後ますますの連携強化が必要となっています。

また、現在も障がいのある人が学校に出向き、当事者の声として子どもに伝え、理解促進を図っていることを踏まえ、長期的な視点で福祉人材の育成には、福祉教育が大きな役割を果たしていることから今後、より一層、福祉教育の推進を図る必要があります。

(3) 生活支援の充実

障がいの程度にかかわらず、障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らすためには、医療（精神科医療、一般医療）、障がい福祉、介護、住まい、社会参加（就労）、地域の支え合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざす必要があります。

障がいのある人や障がいのある児童の地域生活では、家族や保護者が介助者としての役割を担い本人を支えている場合が多く、家族や保護者が疲弊しているケースもあり、また、多くの方が「親なき後」の事を不安に思う現状が見受けられます。

障がいのある本人や家族、保護者が、互いに心身ともに健康な状態で、よりよい生活を送ることができるよう、レスパイト目的を含む福祉サービスの利用援助や、同じ立場の人と交流できるピアサポート活動の充実が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、第4期京田辺市障害者基本計画に基づき策定される計画となっています。そのため、第4期京田辺市障害者基本計画で設定された基本理念をもとに、計画を推進します。

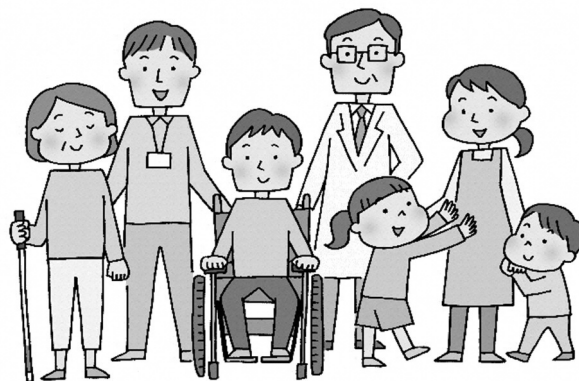
第4期京田辺市障害者基本計画の基本理念

すべての人が安心して、 自分らしく暮らしていけるまち

障害者基本法第1条に規定されているとおり、障がい者施策は、すべての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして講じられる必要があるとされています。

本市においても、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、互いに支え合いながら、誰もが役割を持って生き生きと暮らすことができる地域共生社会の実現をめざしています。

また、地域の一員として、あらゆる活動に参加する機会を確保するとともに、必要な情報を得られ、その意思を伝えることができ、暮らし方を自ら選択できるよう支援することも求められています。それぞれのライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野が連携をとりながら、総合的に施策を展開することで、「すべての人が安心して、自分らしく暮らしていけるまち」をめざします。

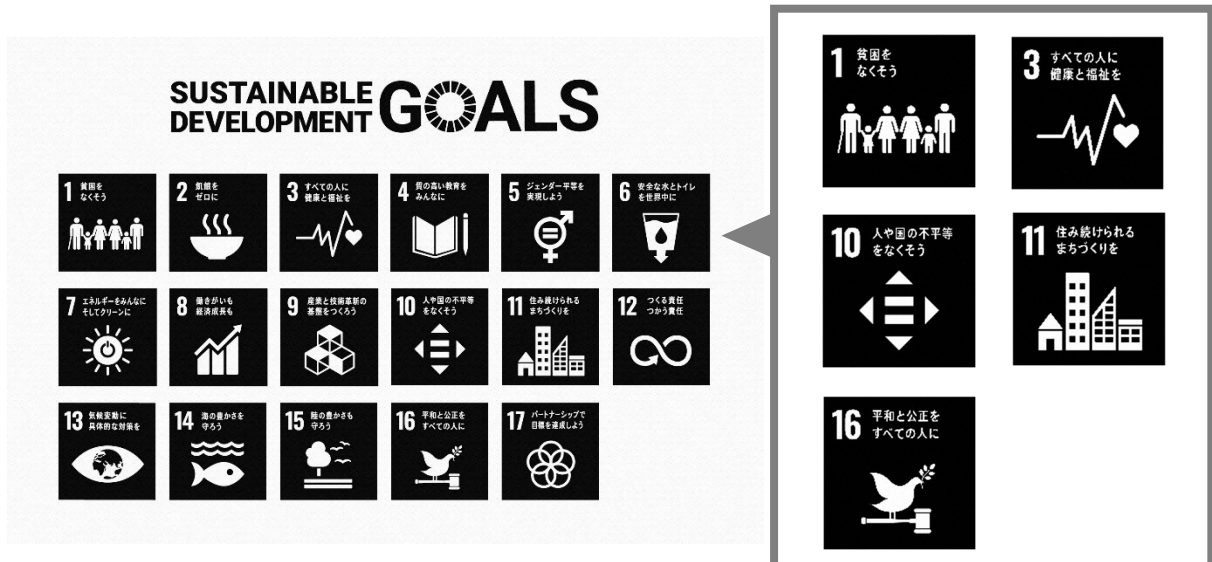


2

基本的な視点

本計画は、障害者総合支援法の趣旨を踏まえ、次の視点に立って推進します。また、第4期京田辺市障害者基本計画で整合を図っているSDGsの視点を踏まえ、計画を推進します。

◇特に本計画に関連性がある目標



(1) 「共生」のまちづくりの推進

地域住民が障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人が地域の一員として、様々な活動に取り組み活躍することで、地域共生社会の実現を目指します。

(2) 意思決定の尊重と自立・社会参加の支援

障がいのある人が自ら意思決定し、自立と社会参加をしていくために、必要なサービスや支援の体制づくりを進めます。また、そのための政策、施策の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む住民の主体的な参加を推進します。

(3) 地域生活の基盤の整備

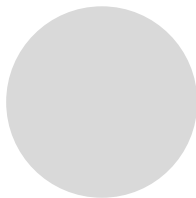
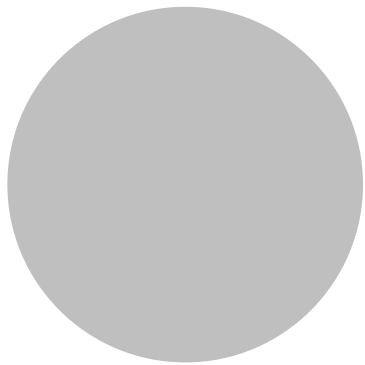
行政、医療機関、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、教育機関、関係団体、企業、地域住民等の本市における多様な主体が有機的に連携・協力することで、地域生活の様々な場面に対応した適切な支援やサービスが提供できる環境を整備します。



第7期

京田辺市障害福祉計画

ここでは、第7期京田辺市障害福祉計画についての詳細を記載しています。



第1章 成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度（2022）末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業の利用やグループホームあるいは一般住宅等へ移行する人の数を見込み、その上で、令和8年度（2026）末における地域生活に移行する人の目標値を設定することが求められています。

目標設定の考え方

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、インフォーマルなサービスの提供等地域の社会資源を最大限に活用、提供できるよう体制を整備します。

基幹相談支援センターを核として自立した生活に必要な障害福祉サービスが適切に利用できるよう、利用ニーズや定着に必要な課題を的確にとらえながら、各関係機関と連携の下に支援を行います。

国の 目標設定 の考え方	①福祉施設の入所者の地域生活への移行 令和8年度（2026）末までに令和4年度（2022）末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。	
	②福祉施設入所者数の削減 令和8年度（2026）末の施設入所者数を令和4年度（2022）末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。	
本市の 目標	①令和4年度（2022）末に施設に入所している人が、令和8年度（2026）末までに地域生活に移行した人数	3人
	②令和8年度（2026）末の施設入所者数	34人
	参考：令和4年度（2022）末時点での施設入所者数	36人

2

地域生活支援の充実

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することが求められているほか、強度行動障害を有する方のニーズを把握するとともに、支援できる体制を構築することが求められています。

目標設定の考え方

障がいのある人の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障がいのある人の居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等を整備し、地域生活支援を推進することが求められています。

本市においては、これらの機能を持ち合わせた地域生活支援拠点等の整備が完了しており、今後、事業の充実を図ります。

国の 目標設定 の考え方	地域生活支援拠点等の充実	
	令和8年度（2026）末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討することを基本とする。	
本市の 目標	強度行動障害を有する方への支援体制の整備	
	強度行動障害を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする	
本市の 目標	地域生活支援拠点等の整備	整備済み
	地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年1回

3

福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度（2026）中に一般就労に移行する者や一般就労の実績がある事業所の割合の目標値を設定することが求められています。また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することも求められています。

目標設定の考え方

福祉施設の利用者が、就労移行支援事業所等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業所）を通じて、一般就労に移行するためには、ハローワークや就業生活支援センター、経済団体、民間事業所などのネットワークを充実させ、就労の場が拡大する環境づくりが必要です。

就労を希望する障がいのある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、障がいのある人と企業のマッチングをはじめとした就労の機会を設け、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

また、障害者就労施設等の提供する物品やサービスの優先調達の受注機会の拡大や調達目標金額を達成できるよう努めます。

国の 目標設定 の考え方

①一般就労への移行者数

令和3年度（2021）の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。

ア. 就労移行支援事業

令和3年度（2021）の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。

イ. 就労継続支援A型事業

令和3年度（2021）の一般就労への移行実績の1.29倍以上とすることを基本とする。

ウ. 就労継続支援B型事業

令和3年度（2021）の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

エ. 就労移行支援事業所の割合

一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

②就労定着支援事業所利用者数

令和3年度（2021）の就労定着支援の利用実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

	③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とする。	
本市の 目標	①一般就労への移行者数	6人
	ア. 就労移行支援事業	2人
	イ. 就労継続支援A型事業	2人
	ウ. 就労継続支援B型事業	2人
	エ. 就労移行支援事業所の割合	50% (1箇所)
	②就労定着支援事業所利用者数	10人
	③就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	25% (1箇所)

4

相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度（2026）末までに、各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

目標設定の考え方

本市は基幹相談支援センターと関係部署や関係組織との連携の下、総合的な相談支援体制の構築や専門的な助言・指導の実施など、障がいのある人及び障がいのある子どもやその家族、支援に携わる方々を支える体制を整備しています。

国の 目標設定 の考え方	相談支援体制の充実・強化等 令和8年度（2026）末までに、各市町村または各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本とする。	
本市の 目標	基幹相談支援センターの設置	設置済み
	訪問等による専門的な指導・助言	維持
	相談支援事業者の人材育成の支援	継続実施
	相談機関との連携強化の取組の実施	継続実施
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	8回

5

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度（2026）末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修への参加や、請求の過誤を無くするための取組等、適正な運営を行っている事業所を確保するための取組を実施する体制を構築することが求められています。

目標設定の考え方

職員の資質向上を目的として、府をはじめ、近隣市町村が実施する研修等へ、必要に応じて参加していきます。

審査結果の共有や指導監査結果の共有については、本市在住の障がいのある人及び障がいのある子どもは、近隣市町村でもサービスを利用しているという実情を踏まえると、本市単独ではなく、本市を含めた近隣市町村での分析や共有が望ましいと考えられるため、広域での共有体制の構築についても視野に入れながら、実施方法について検討していきます。

<p>国の 目標設定 の考え方</p>	<p>障害福祉サービス等の質の向上 令和8年度（2026）末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を確保することを基本とする。</p>
<p>本市の 方針</p>	<p>障害福祉サービス等に係る各種研修の活用など、サービスの質の向上を図るための体制の構築に努める。</p>



第2章 活動指標の見込みと確保の方策

1 障害福祉サービスの見込みと確保の方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、自宅での食事、入浴、掃除や買い物等の介護を行うサービスのほか、外出時の手助けを行うサービス、自宅での介護と外出支援等を包括的に提供するサービス等が含まれます。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
居宅介護	人	147	160	148	151	155	159
	時間	3,780	3,713	3,824	3,904	3,984	4,064
重度訪問介護	人	8	8	8	8	8	9
	時間	2,432	2,380	2,648	3,026	3,026	3,326
行動援護	人	31	32	32	34	36	38
	時間	1,094	1,064	1,181	1,201	1,221	1,241
同行援護	人	23	27	20	21	22	23
	時間	247	312	308	315	320	325
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和5年度(2023)は実績見込値 ※月平均利用人数、月平均利用時間

確保策の考え方

訪問系サービスは、障がいのある人の地域生活を支えるために大変重要なサービスです。

現時点において地域生活を送られている方だけでなく、施設入所者や長期入院者の地域移行を図る上でも、居宅介護や重度訪問介護のニーズが見込まれます。

必要とする人に、必要なサービスが届けられるよう、各事業所との連携を強化し、より良い支援体制の構築に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、施設において日中の介護等を行うサービス、地域生活を営むためのリハビリテーションを提供するサービス、就労に向けた訓練や就労機会を提供するサービス、医療機関での機能訓練や看護を行うサービス、介助者の緊急時等に一時的に施設に入所するサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
生活介護	人	130	134	134	135	136	137
	利用日数	2,404	2,426	2,484	2,502	2,521	2,540
自立訓練 (機能訓練)	人	1	1	1	1	1	1
	利用日数	2	1	15	15	15	15
自立訓練 (生活訓練)	人	6	4	3	4	3	4
	利用日数	43	33	30	33	30	33
就労選択支援	人	—	—	—	0	1	0
就労移行支援	人	23	34	22	24	26	28
	利用日数	223	327	268	280	300	320
就労継続支援 A型	人	28	33	32	33	34	35
	利用日数	455	471	504	513	532	551
就労継続支援 B型	人	158	176	167	170	173	176
	利用日数	2,225	2,337	2,530	2,733	2,782	2,831
就労定着支援	人	7	8	7	8	7	8
療養介護	人	9	9	9	8	9	9
短期入所 (福祉型・医療型)	人	86	94	84	89	92	95
	利用日数	351	364	354	370	380	390

※令和5年度(2023)は実績見込値 ※月平均利用人数、月平均利用日数

確保策の考え方

日中活動系サービスは、障がいのある人の生活の場として重要な場所です。今後も京都府や近隣市町と連携し、利用者の状況に応じた適切なサービス提供に努めます。新規参入を検討しているサービス提供事業者に対しても、サービス利用者の動向やサービス内容などに関する情報提供を行い、参入の促進を図ります。

短期入所については、本市の地域生活支援拠点等の整備に伴い、地域生活の支援を図るなかでニーズの増加が見込まれるため、受け入れ体制の充実を事業所に働きかけます。緊急時の受け入れ体制を整えるため、専用の空床の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、通所によって生活介護や訓練を受けることが難しい方が入所できるサービスや、障がいのある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助や、入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービス、地域での一人暮らしをきめ細かく支えるサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
自立生活援助	人	1	1	1	2	3	2
共同生活援助	人	68	73	70	72	73	75
うち重度障害者	人	28	30	29	27	28	29
施設入所支援	人	36	36	35	36	35	34

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※月平均利用人数

確保策の考え方

自立生活援助については、地域生活支援拠点等を活用し、障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、支援に取り組みます。

共同生活援助（グループホーム）は、住み慣れた地域で生活する上で、また保護者の高齢化や親なき後を見据え、今後ニーズが高まることが予想されます。定員の増加や増設等、事業所に働きかけるなど、必要量の確保に努めます。

施設入所支援については、社会的入院等により施設での生活を余儀なくされている人を地域生活に移行するよう、推進します。一方で、あらたに地域で自立して生活することが困難になる人も見込まれるため、必要量の確保に努めます。

(4) 相談支援（計画相談等）

相談支援には、障害福祉サービスを利用する人を対象として、サービス等利用計画を作成し、利用状況のモニタリングを行うサービス、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行うサービス、実際に地域に移行した人を対象として、安定した地域生活を営めるよう、障害特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談等の必要な支援を行うサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
計画相談支援	人	301	315	323	330	341	353
地域移行支援	人	2	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	2	1	4	4	4	4

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※年間あたり利用人数

確保策の考え方

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する人にサービス等利用計画書を作成します。地域生活支援拠点等の整備にあわせ、身近な地域で関係機関と連携を図り、必要なサービスの提供に取り組みます。

地域移行支援、地域定着支援についても、地域生活支援拠点等を活用し、障がいのある人の地域生活を支援できるよう、サービスの充実に努めます。

(5) 地域生活支援事業（必須事業）

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するために、地域住民等に障がいのある人等に対する理解を深めることを目的とした研修や啓発を行います。

〈確保方策〉

市民対象の講演会や地域自立支援協議会等において、障害者差別解消法の趣旨や内容等の周知・啓発を図るとともに、障がいのある人に対する理解を進める研修や啓発活動を行います。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
理解促進研修・啓 発事業	有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、当事者やその家族、地域住民等が自発的な取組を行う団体等に対して補助金等により支援します。

〈確保方策〉

各地域における防災マニュアルの作成を通じ、障がいのある人の災害対策について支援します。また、障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民などの自発的な取組を支援します。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
自発的活動支援 事業	有無	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

障がいのある人・児童や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等の援助を行い、障がいのある人・児童が地域で自立した生活を営むことができるよう総合的、継続的に支援します。

〈確保方策〉

基幹相談支援センターを中心に相談支援ネットワークの構築を図ります。地域生活支援拠点事業の実施に伴い、障がいのある人の地域生活を支援する相談支援事業の充実に努めます。児童を対象とする相談支援機関が市内に設置され、福祉サービスの利用につなげるとともに、困難ケースへの対応に取り組みます。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
障害者相談支援事業	箇所	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援センター	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度（2023）は実績見込値

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がいのある人のうち、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる場合、成年後見申立及び報酬に係る経費の一部、または全部を支援します。

〈確保方策〉

成年後見制度の理解と周知に努め、制度の利用促進を図るとともに、制度の利用を必要とする障がいのある人に対し、支援を行います。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
成年後見制度利用支援事業	件	8	9	9	9	9	9

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※年間あたり利用件数

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人等に対する後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がいのある人等の権利擁護を図るため、法人後見を検討する団体等に対し支援を行います。

〈確保方策〉

近隣市町や社会福祉協議会等と情報交換を進め、法人後見についての課題の整理や研究に努めます。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	無	無	無	無	無	有

⑥意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）

聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに障がいのある人等に対して手話通訳者・要約筆記者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図るための支援を行います。

〈確保方策〉

聴覚に障がいのある人が必要な情報を取得したり、コミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳及び要約筆記を提供できる体制を確保します。手話通訳者や要約筆記者の養成講座への参加を呼びかけ、人材の確保に努めます。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
手話通訳者設置 人数	人	2	2	2	2	2	2
手話通訳実利用 人数	人	29	27	25	25	25	25
手話通訳者延べ派 遣回数	回	384	428	366	391	398	405
要約筆記者延べ派 遣回数	回	56	73	42	42	42	42

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※年間あたり設置・利用人数、派遣回数

⑦日常生活用具給付等事業

在宅の障がいのある人を対象に介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具など日常生活に係る支援用具の給付を行います。

〈確保方策〉

障がいのある人が在宅で生活する上で必要な日常生活用具を給付します。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
介護・訓練支援用具	件	2	18	9	9	9	9
自立生活支援用具	件	10	10	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	件	6	6	10	10	10	10
情報・意思疎通 支援用具	件	19	26	27	30	33	36
排泄管理支援用具	件	1,208	1,326	1,413	1,413	1,413	1,413
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	3	2	3	3	3	3

※令和5年度(2023)は実績見込値 ※年間あたり利用件数

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人等の生活及び関連する福祉制度等についての理解ができ、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

〈確保方策〉

聴覚に障がいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員の養成を図ります。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
手話奉仕員養成研修事業	人	10	19	41	40	40	40

※令和5年度(2023)は実績見込値、年間あたり受講人数

⑨移動支援事業

一人で外出することが困難な障がいのある人・児童に対して、外出の際の移動を支援することで地域での自立生活及び社会参加等を促進します。

〈確保方策〉

障がいのある人の社会参加を促進するため、希望する人が利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
移動支援事業	人	113	119	117	120	121	122
	時間	11,754	13,630	14,040	13,745	13,859	13,974

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※年間あたり利用人数、利用時間

⑩地域活動支援センター事業

創作的活動、生産活動の機会や交流促進などを図るための日中活動の場を提供します。

〈確保方策〉

市外の事業所に委託しており、提供体制は確保できています。利用を希望していても、就労継続支援B型を利用している人も多いため、実際の利用にはつながらないことが多くなっています。ニーズの動向を注視し、今後の提供体制について検討を進めます。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※年間あたり利用人数、利用時間

(6) 地域生活支援事業（任意事業）

①日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保し、介護者の負担軽減を図ります。

〈確保方策〉

障がいのある人を日常的に介護している家族の休息のため、希望する人が利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
実施見込み箇所数	箇所	21	21	21	21	21	21
実利用人数	人	75	83	81	80	80	80
利用時間	時間	6,866	6,626	5,877	5,500	5,500	5,500

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※年間あたり利用人数、利用時間

②訪問入浴サービス事業

居宅に訪問して入浴サービスを提供することにより、身体に障がいのある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

〈確保方策〉

在宅で生活する障がいのある人に対し、サービスについての情報提供を行うとともに、ニーズに応えられるよう、提供体制の確保を図ります。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
実施見込み箇所数	箇所	2	2	1	1	1	1
実利用人数	人	2	2	1	1	1	1
利用回数	回	93	50	48	48	48	48

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※年間あたり実利用人数、利用回数

③要約筆記奉仕員養成事業

音声による情報入手が困難な聴覚に障がいのある人に話の内容を要約し、文字として伝える要約筆記奉仕員を養成します。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
受講人数	人	6	3	5	5	5	5
講座回数	回	6	6	6	6	6	6

※年間あたり受講人数、講座回数

④点訳・朗読奉仕員養成事業

文字による情報入手が困難な視覚に障がいのある人の目となって活字を音声に変える音声訳に携わる奉仕員を養成します。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
点訳奉仕員受講人数	人	14	6	5	10	10	10
点訳奉仕員講座回数	回	8	8	8	8	8	8
朗読奉仕員受講人数	人	10	10	7	10	10	10
朗読奉仕員講座回数	回	12	10	10	10	10	10

※年間あたり受講人数、講座回数

⑤視覚障害者生活訓練事業

地域における在宅の視覚に障がいのある人に対し、日常生活上必要な訓練及び指導等を行うことにより、生活の質の向上につなげ、社会参加及び地域生活支援の促進を図ります。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
実利用人数	人	15	9	13	10	10	10

※年間あたり実利用人数

2

その他の活動指標の見込みと確保の方策

(1) 発達障がいのある人に対する支援

発達障がいのある人の早期発見・早期支援には、発達障がいのある人及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切に対応ができるよう、発達障がいのある人及びその家族等に対する支援体制を確保することが求められています。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
発達障がいのある 人の理解を深める 講座の参加人数	人	55	55	43	50	50	50
ペアレントメンタ ーの人数	人	2	2	2	2	2	2

※年間あたり人数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標でもある「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に関して、関係者によって構成される協議の場の運営のほか、精神障がいを抱える方を支える各種サービスの利用見込みについて、具体的な目標値を定めることが求められています。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	6	6	6	6	6
保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加人数	人	8	8	8	8	8	8
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	1	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支援の利用人数	人	2	0	0	0	1	0
精神障害者の地域定着支援の利用人数	人	7	6	4	4	5	4
精神障害者の共同生活援助の利用人数	人	15	16	13	14	15	16
精神障害者の自立生活援助の利用人数	人	1	1	1	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用人数	人	5	3	2	3	3	3

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※年間あたり回数、人数

確保策の考え方

本市では、自立支援協議会専門部会を協議の場として位置付けています。今後も継続して定期的に開催し、精神障がいを抱える方の課題や支援方策について検討や情報共有を行う場としていきます。

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

成果目標でもある「相談支援体制の充実・強化のための取組」に関して、基幹相談支援センターあるいはセンターに準じた役割を持つ相談支援体制が担う各機能について、具体的な目標値を定めることが求められています。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	121	119	110	120	130	140
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	23	13	4	15	20	25
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	106	150	110	120	140	150
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善	有無	有	有	有	有	有	有

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※年間あたり件数、回数

確保策の考え方

基幹相談支援センターとの連携により、相談支援体制の充実・強化を図ります。

(4) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標でもある「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」に関して、障害者総合支援法の理念を理解した行政職員の育成に向けた取組について、具体的な目標値を定めることが求められています。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加人数	人	1	1	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	有	有	有	有	有	有

※年間あたり参加人数

確保策の考え方

都道府県が実施する各種研修やセミナーに参加し、福祉サービス等に関する知識や理解を深めます。

また、事業所や関係機関との連携や情報共有を図る中で、必要とされるサービスの質の向上に繋がられるよう、支援体制の構築に努めます。

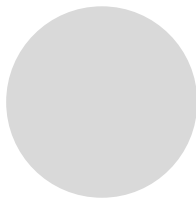
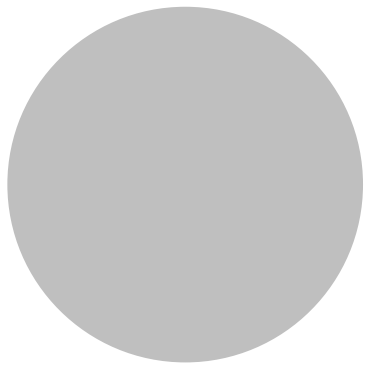




第3期

京田辺市障害児福祉計画

ここでは、第3期京田辺市障害児福祉計画についての詳細を記載しています。



第1章 成果目標と重点的取組

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、サービスを提供するための地域における支援体制を整備する目標を定めることが求められています。

目標設定の考え方

子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するよう支援するもので、良質かつ適切なものでなければならないと規定しています。

障がいのある児童については、障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保や共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関等とも連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要となってきます。

障がいのある児童の身近な場所での地域支援体制の充実を図るため児童発達支援センター等と連携を図り、また重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、障がいのある児童の地域社会への参加や受け入れを推進します。

また、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケア児の数が増加する中で、特別な支援が必要な障がいのある児童に対する支援体制の充実を図るため、協議の場として、京田辺市医療的ケア児等支援連絡協議会の設置、庁内等連携会議を開催することにより、対象人数やニーズの把握に努め、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るため協議の場を設けて、地域の課題整理や地域資源の開発等を図っていきます。

国の 目標設定 の考え方	①児童発達支援センターの設置 令和8年度(2026)末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
	②保育所等訪問支援の実施 令和8年度(2026)末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
	③児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度(2026)末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

国の 目標設定 の考え方	④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置
	令和8年度（2026）末までに、各市町村または各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
本市の 方針	①市内において児童発達支援センターが開設され、保育所等訪問支援を実施し、目標は達成できている。今後も利用状況やニーズを把握し、必要な支援に取り組む。
	②保育所等訪問支援の実施体制の確保に努める。
	③圏域の自治体及び事業所等と連携し、重症心身障がい児の実態とニーズ把握に努めるとともに、支援する体制づくりについて検討を行う。
	④医療的ケア児等の支援体制として「医療的ケア児等支援連絡協議会」を設置し、目標は達成できている。今後も医療、教育、福祉等の関係機関等の連携強化に努める。



(2) 重点的取組〈医療的ケア児等ネットワーク〉

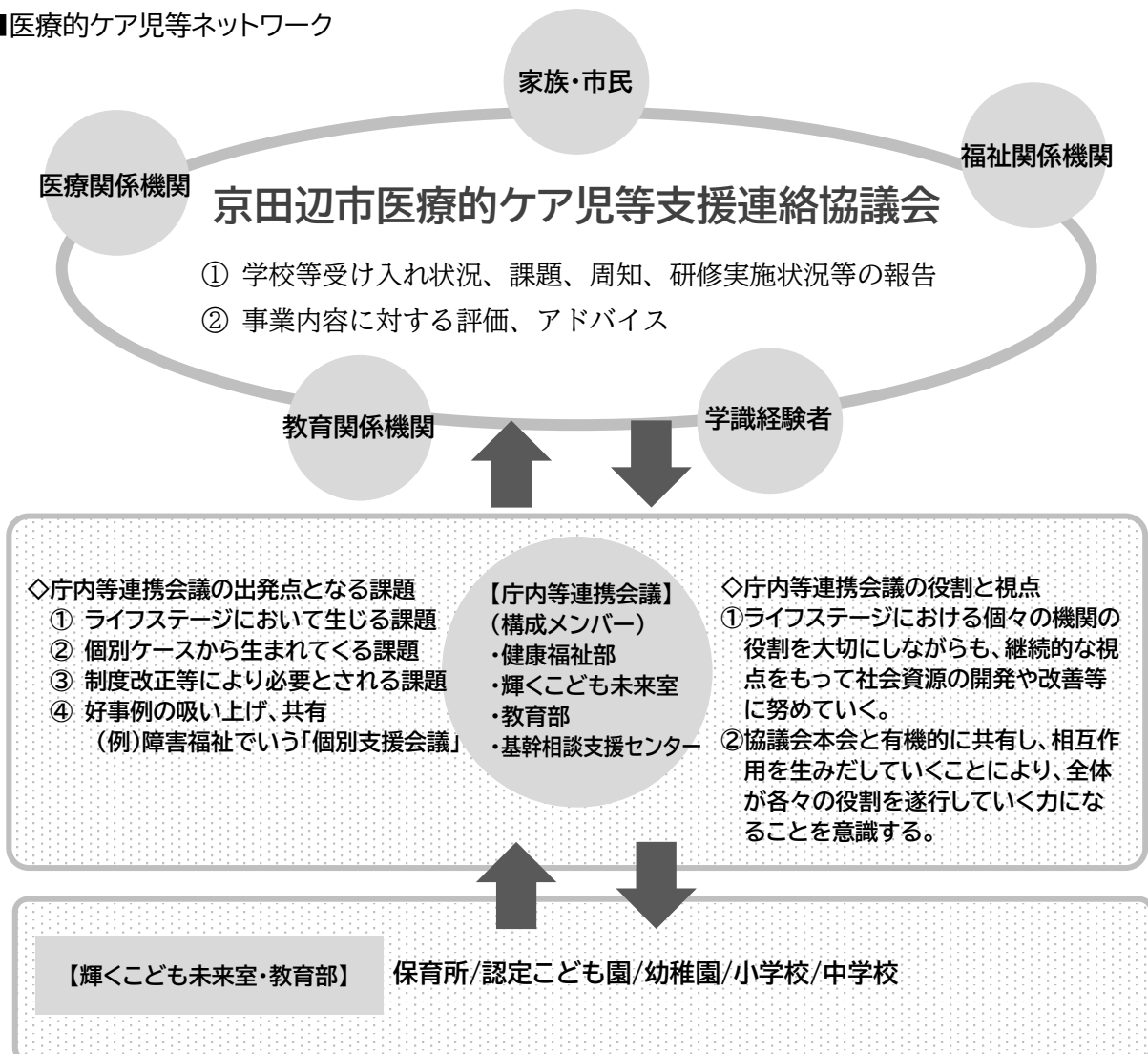
本市の総人口は、子育て世帯の流入などから年々増加しており、障がいのある児童やその家族に対する支援体制の強化はより一層の充実を図る必要があります。

そうしたなかで、医療的ケア児等の支援体制として、本市内等で暮らしていくための一社会資源として、本市における医療、教育、福祉等のネットワーク構築を図っています。また、京田辺市医療的ケア児等支援連絡協議会設置条例を制定し、関係機関との連携を図っています。

京田辺市医療的ケア児等支援連絡協議会における協議内容

- (1) 医療的ケア児等の支援に係る課題に関すること。
- (2) 医療的ケア児等の支援に係る関係機関、事業所等の連携に関すること。
- (3) その他医療的ケア児等の支援に関し、協議会が必要と認めること。

■医療的ケア児等ネットワーク



第2章 活動指標の見込みと確保の方策

1 障害児通所支援

障害児通所支援等には、児童を対象として日常生活における基本的な動作の指導、知識技能や集団生活への適応訓練等を行うサービス、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供するサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスが含まれます。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
児童発達支援	人	175	229	193	195	197	199
	利用日数	963	1,158	1,203	1,131	1,146	1,154
医療型 児童発達支援	人	3	2	7	8	8	9
	利用日数	10	10	25	30	30	34
放課後等 デイサービス	人	230	252	281	309	340	374
	利用日数	1,864	2,121	2,528	2,626	2,890	3,179
保育所等訪問支援	人	5	5	5	7	6	5
	利用日数	7	5	5	12	11	9
訪問型 児童発達支援	人	1	1	0	1	1	1
	利用日数	4	1	0	5	5	5

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※月平均利用人数、月平均利用日数

確保策の考え方

特別支援学級在籍児童が増加傾向にあり、障がいのある児童のニーズの把握に努めるとともに、必要な支援を提供できる体制の確保に努めます。

重症心身障がい児や医療的ケア児など、様々な障がいのある児童に対するサービスの提供体制の確保が求められており、提供できる体制づくりに取り組みます。

児童発達支援や放課後等デイサービスは利用ニーズが増加しており、希望するサービスが利用できるよう、適切なサービス量の確保に努めます。

2 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用する人を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
障害児相談支援	人	851	1,073	1,246	1,271	1,296	1,322

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※年間あたり利用人数

確保策の考え方

相談支援の質の確保及びその向上を図りながら、利用者の利便性確保の観点から、今後も適切なサービスの提供に努めます。

3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

		実績値			計画値		
		R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
研修修了者数	人	0	8	3	3	3	3

※令和5年度（2023）は実績見込値 ※年間あたり修了人数

確保策の考え方

コーディネーターについては本市では未設置となっておりますが、福祉事業所等で配置されていることを踏まえ、市内で連携を図りながら、コーディネーターを中心として医療的ケアを必要とする児童への支援体制を強化していきます。

資料編





京田辺市障害者基本計画等策定委員会規則

○京田辺市障害者基本計画等策定委員会規則

平成26年3月28日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市附属機関設置条例（平成26年京田辺市条例第1号）第7条の規定に基づき、京田辺市障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が在任しないときの委員会は、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。



(庶務)

第5条 委員会の庶務は、障害福祉担当課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第16号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。



2

京田辺市障害者基本計画等策定委員会委員名簿

任期：令和5年7月1日～令和8年6月30日

所属団体・役職	委員名	区分
市民公募委員	石田 春喜	一般公募
市民公募委員	八木 慎一	一般公募
同志社大学准教授	廣野 俊輔	学識経験者
市議会議員	増富 理津子	市議会
京田辺市社会福祉協議会 会長	北尾 高亨	関係団体
京田辺市民生児童委員協議会 会長	青木 二三代	関係団体
京田辺市障害者生活支援センター ふらっと センター長	菺尾 育	関係団体
京田辺市ボランティア連絡協議会 会長	内藤 康夫	関係団体
京田辺市身体障害者協会 会長	香村 和雄	関係団体
自立支援協議会就労支援部 会長 (株)EL-LISTON	林 颯	関係団体
自立支援協議会地域生活支援部 会長 NPO 法人ソーシャルアクション・パートナーシップ	栗山 由生	関係団体
自立支援協議会子ども部 会長 (有)ライフ・アシスト	伊藤 佑将	関係団体
自立支援協議会障害福祉サービス事業所部会長 (有)ライフ・アシスト	井山 信久	関係団体
京都田辺公共職業安定所 所長	藤田 敦	関係団体
京田辺市商工会 会長	鈴木 俊寛	関係団体
京都府立井手やまぶき支援学校 校長	丸岡 恵真	関係団体
京田辺市障害児（者）父母の会	似田 由紀	関係団体
京田辺市医師会	村上 匡孝	関係団体

※敬称略 順不同

第7期京田辺市障害福祉計画・第3期京田辺市障害児福祉計画

発行年月：令和6年（2024）3月

発行・編集：京田辺市 健康福祉部 障がい福祉課

住 所：〒610-0393 京田辺市田辺 80 番地

T E L：0774-64-1372

F A X：0774-63-5777

E - m a i l：shogai@city.kyotanabe.lg.jp